



安全で楽しいまちづくりのために

尾崎 百合江（そだね！2017）

1. 防災活動をはじめたきっかけ

私が結婚した頃、まだ地域に婦人会がありました。しかし時代の流れから名称を「女性の会」に変え、役員の負担を軽減するなど努力はしたものの、住民の心は廃止する方向へ急加速。そのころ発生したのが阪神淡路大震災でした。様々な報道が流れる中、地域での人と人との繋がりは大事だと、改めて実感した出来事でした。特に女性の繋がりの強さを感じた私は、女性の会に属する「女性消防クラブ」に目が向き、防災活動を始めるときっかけとなったのです。

2. 会を継続する難しさ

当初のクラブは、非常食などを考えるレシピ班、備蓄品や防災グッズを考えるグッズ班、そして様々な活動を企画する計画班に分かれており、自分の得意分野を選ぶことで共通の目的を持つチームとして活動していました。一時は活気づいたクラブも介護や孫の世話、会員の高齢化などの理由から活動に陰りが見え始め、追い打ちをかけたのがコロナウィルスの流行。そこで運営体制を考え直し、負担を感じていた班分けを取っ払い、やれる人ができるだけの事をする無理のない活動に切り替えました。しかし、今から思えばそれは正しかったのか。会員の意識が参画から、参加になってしまったのです。これも時代の流れかと感じています。

3. これからできることは何か

会員の6割以上が高齢者となった私たちのクラブ。同世代以上の住民の防災意識と不安を感じ、地域包括支援センターと連携した活動を始めました。まず楽しい防災クッキングから始め、災害に対する不安を聞き取り、みんなで考え進めて解決していくという新しい防災講座です。また一人暮らしの高齢者を対象に消防服をリメイクしたエプロンやアームカバーを作り、着衣着火の啓発もしています。そして地域の大切な宝、子供たちへの防災防火啓発も大切です。保育園を巡回し、紙芝居や歌と体操で楽しく学んでもらったり、小学生に「防災うんどうかい」と題して動きながら学んでもらったりしています。

17万人中1万人が外国籍の人となった西尾市。防災に対する意識、非常時に対する行動や備えを積極的に伝えていく必要性を感じ、それぞれの言語に訳した資料を作り、救急法などを学んでもらう講座も始めました。

愛知県の中でも西尾市は特に南海トラフ地震を想定した防災対策が大きな課題となっています。様々な視点で防災を考え、皆で情報を共有し、良いものは地域に広めていきたいと考えます。これからも行政や地域との連携を図り、防災協働社会の形成につながる一助となるよう頑張っていきたいと思います。



リメイクエプロン



ダニエル・カールさんと
防火活動

学習会 「法を“知る”ことからはじめよう～わたしを切り拓くために～」

2024年8月25日に渡辺優太弁護士を講師に迎え、学習会を開催しました。NHK朝ドラ「虎に翼」の主人公・猪爪寅子の「はて？」という問いに動機付けられた企画です。法律を知ることは権利を守るだけでなく、社会を変える力でもあります。ドラマが盛り上がる中、ロケ地としても話題となった名古屋市市政資料館・喫茶室で交流会も実施。学習会・交流会を通し、法を“知る”ことの意義を深く考える機会となりました。

学習会(ウィルあいち) 参加者数 23名



交流会・自由見学(名古屋市市政資料館)



寅子のモデルは日本初の女性弁護士の一人で、裁判官としても活躍した三淵嘉子さん。名古屋市市政資料館(旧名古屋地方裁判所)は三淵さんが初の女性判事として、赴任した場所でもあります。

1922年に建てられたこの歴史的建造物は、戦前戦後の司法の変遷を見つめ続けてきました。文化的にも価値が高く、1984年には国の重要文化財として指定。ドラマ放映後、全国から多くの人々がこの場所を訪れています。



「虎に翼」で幾度も登場した中央階段



レトロな喫茶室で交流会

学習会の意見交換後は、歓談タイム。初対面でも話が弾みました。オーナーである石黒夫妻のおもてなしのおかげで心温まるひととき



人気のミックスサンド&コーヒー

市政資料館は交流ネットの活動拠点であるウィルあいち前に位置しています。会議後、喫茶室を利用することも多く、お気に入りの場所。ミックスサンドはトーストがおすすめ ♡



学習会終了後、館内を自由見学。「虎に翼」番組展(NHK 主催)と、「三淵嘉子さんが見た名古屋」企画展(愛知県弁護士会と名古屋市共催)が同時に開催されていました。参加者からは「ドラマの世界と三淵嘉子さんの物語に思いをはせると感慨深い」など、声が寄せられました。

市政資料館での撮影シーンが集められたパネルに掲げられた力強い言葉は…
「困っている方を救い続けます…男女関係なく!!」



法とは？

「寅に翼」第1回冒頭、河原で新聞を見つめる寅子の姿を覚えていますか。その視線の先にあったのは、1946年に公布された日本国憲法第14条でした。

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

寅子は新しい日本国憲法に「男女平等」が明記されたことを知ります。戦争で夫を失い、幼い子を抱え、生きるために頼れるのはかつて学んだ法律だけ。寅子が再び走り出す力を得る印象的なシーンでした。実際に三淵さんも新憲法第14条を読んで、その理念に感動した一人だったとか。史実に基づいていることがわかる貴重なラジオ音源が残されています。ラジオで三淵さんは次のように述べていました。

「憲法で男女平等ということを知ったのが、私の一生の中で一番素晴らしい瞬間でした。今の若い方には分からないでしょうが、本当に平等ではなかったの。だから本当に憲法というのは、日本の社会を新しい人間らしい社会にした大きな力だと思います」



※ラジオ第1「あの時わたしは」1981年5月放送より

わかりやすい言葉で力強く語られる三淵さんの言葉が心に響きました。三淵さんや寅子が直面した壁は過去のものではなく、現代社会にも通じています。憲法第14条の「法の下に平等」は、現代にも深い課題を突きつけていると感じるからです。法律を知り、自分らしく生きる力を身につけること…それが未来を切り拓く第一歩ともいえます。

「虎に翼」は、SDGs の理念とも響き合いながら、法と社会の関係を深く問いかける作品でした。多くの視聴者が法や生き方について考え、行動するきっかけを得たのではないのでしょうか。ドラマのラストで寅子がこう問いかけます。

「ねえ、みなさんにとって法とは何かしら？」

ラジオで聴いた三淵さんの声と、寅子の笑顔が重なります。困難な時代に立ち向かい、未踏の道を切り拓いた先人たちの物語に触れ、さらに学びを深めたい思いが湧いてきました。



企画展では名古屋地裁職員と撮った集合写真の展示も。笑顔あふれる三淵さん(前列右から3番目)

企画担当・箕浦 真智子
(Reiwa '19)

学習会に参加して

山田和枝(Step07)

まずこの講演会の冒頭で、講師から「弁護士会は国からの勧告は受けない」との基本的立場の表明があり、その基本理念は私たち市民一人ひとりにも与えられていると気づかされました。

私たちは法の世界を呼び出し、私たちの未来を生き抜く力を主体的に捉えなければなりません。まさにそれは「弁護士会は国からの勧告を受けない」と同等のものであると思えるのです。

ややもすれば女たちは“あなたと私”、それぞれの人と人との繋がりの中で生き、法体系とは一見無縁の中で生かされているように思います。そんな日常の暮らしの中にあって「わたしを切り拓くために」、私生活の中から法の世界を呼び出し、私たちの未来を生き抜く力を自主的に捉えることが大切だと思います。

「法の定義」とはルールに従えば国家権力を通じた救済を受けることができ、違反すれば国家権力による物理的行使による制裁を受けます。

現行の日本国憲法の下では、法の支配の原理が採用されており、法の内容は合理的でなければならないとあります。法の支配の原理とは、憲法の最高法規制において権力によって侵されない個人の人権を擁護することを目的としています。



罪と罰2つの玉のステンドグラス

私たちは事が起こらなければ法と向き合う機会は少ないと思いますが、市民生活の安定のために様々な法律により守られている法治国家だと知らされました。

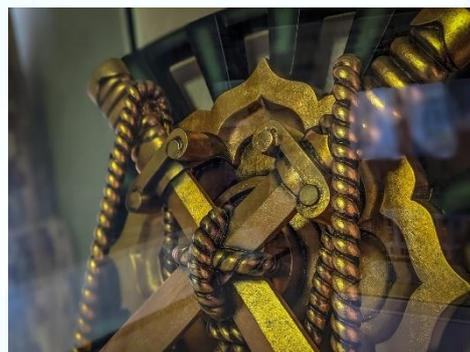
しかし、1947年の日本国憲法の施行により個人の尊厳と両性の本質的平等が謳われているにもかかわらず、夫婦同姓が合憲とされ、1948年家制度廃止を謳いながら現実の社会ではその意識の中に捉われ、個人の尊厳が侵されることが多々あるのは私たちの意識の問題なのかもしれません。

そこで最高裁判所が、国会が作った法律の規定を憲法違反と判断した一部を紹介すると

- 刑法の尊属殺重罰規定違憲判決(1973年)
 - 民法の非嫡出子相続分差別規定違憲判決(2013年)
 - 旧優生保護法の強制不妊手術を巡る規定違憲判決(2024年)
- などがあります。

講演会后、講師と共に市政資料館を訪れました。講師は正面玄関の真鍮の彫刻について、それらは鏡、天秤、金色の剣であり、それぞれ法の真実、公平性・正義、権威を表していると説明されました。

そしてそれはもっともっと私たちの暮らしの中に根差さなければならぬものだと思えました。



神鏡と神剣 正面玄関上のレプリカ

「第43回高齢社会をよくする女性の全国大会 in とよた」を開催して

全国大会 in とよた 実行委員長

後藤 冷子(サーティネット25)

”おいでん とよたへ！本音で語ろまい！わたしたちの～くらし・人生～そして未来”を掲げた「全国大会 in とよた」の開催に向けての日々を辿れば、当初は42回の歴史ある大会さえ知らない私たちでした。

「第43回高齢社会をよくする女性の会全国大会」を愛知県豊田市の男女共同参画センターへ依頼され、私たちの活動母体である「やはぎ会」が打診されました。検討をした結果、「やはぎ会」のステップアップのチャンスになり高齢社会に向けて希望を持って暮らせる社会にするためにはどうしたらよいかを語り合う機会と捉えお引き受けいたしました。

そこで「百聞は一見に如かず」と2023年開催の大阪大会へ6名が参加しました。場所は大阪経済大学です。開催を視野に入れた私たちには学ぶべきことが多くありました。

さて、実行委員会での活動は本当に多岐にわたりました。市町や関係機関への後援依頼、企業への協賛金依頼などです。また同時に会場の確保、オープニングの演目決め、シンポジウムや分科会の各テーマ決めなどで目まぐるしく日々が過ぎていきました。

基調講演の講師に上野千鶴子さんが決まりチラシを配布、市広報、地方新聞への掲載がされると予想以上に反響は大きく、会場はすぐに満席となりました。しかし、会場のホールは定員240名です。

参加希望者の声は多く、音声認識アプリの導入とサテライト方式を取り入れ、より多くの方が参加していただけるようにと考え、2会場の同時開催としました。

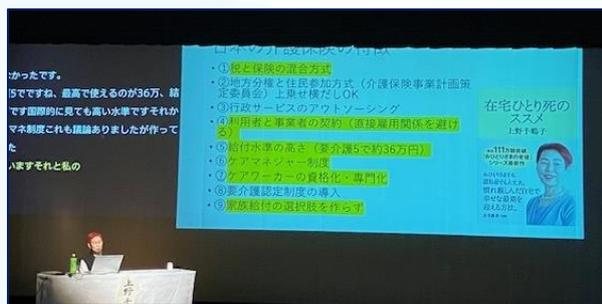
気が付けば酷暑の夏が過ぎ、10月26日当日、会場入り口には市の花「ひまわり」を冠した大会開催案内の看板が皆様を歓迎。



豊田市初の女性副市長辻さまを迎えての開会

式、上野千鶴子さんの基調講演、シンポジウムと続きました。

名鉄トヨタホテルでの交流会は北海道か



ら九州まで全国各地からの参加者112名が新たな出会いや親睦を深め有意義な時間になりました。



翌日は分科会での発表や意見交換などが行われ
ました。



その後、意見集約のため、閉会式会場へ全員が移動
しました。盛大な拍手のなか、大会旗を次回開催
地の静岡県熱海市に渡し、延べ参加人数62
3名の大会は安堵感と共に感謝の気持ちで恙な
く無事に終えることができました。

最後に「全国大会 in とよた」開催へのご縁を頂きました皆様に心より御礼申し上げます。

ウィルあいち交流ネットより

《第2回学習会》

☆ウィルあいち男女共同参画セミナー受講

第1回学習会「法を“知る”ことからはじめよう～わたし
を切り拓くために～」での学びをさらに深めるため、財団の
セミナーに参加し、「虎の翼は受け継がれているのか
～三淵嘉子の生涯と女性法曹会の今～」というテーマで、
佐賀千恵美（弁護士）さんの話を聴きます。

※本事業の申込みはすでに終了しました。

プロフィール	佐賀 千恵美 さん
	1952年熊本県生まれ、1977年司法試験合格。翌年に東京大学法学部を卒業、司法修習生に。1981年東京地方検察庁検事を退官。1986年弁護士登録。これまで、京都府労働委員会会長、京都弁護士会副会長、京都女性の活躍推進協議会座長などを歴任。著書に、『三淵嘉子・中田正子・久米愛 日本初の女性法律家たち』『三淵嘉子の生涯 ～人生を羽ばたいた"トラママ"』などがある。

☆ウィルあいちよりお知らせ☆

愛知県女性総合センター(ウィルあいち)(名古屋市東区)は大規模改修工事に伴い、2024年9月9日(月)から2025年8月31日(日)まで施設利用を休止しております。期間中館内へは入館できません。

ウィルあいち交流ネットは、2001年ウィルあいちセミナー等の修了生の自主活動グループが結成

さわらび会 / メンズリブ名古屋 / 女性学 '98 の会 / グループキーツ / ウィル 2000 /
I.W.L / ウィル Do2002 / サーティネット '05 / ベリーズ 18 / Step07 / Fem.'09 /
Amelie '10 / ひかるよ '15 / そだね ! 2017 / Hey Say Final / Reiwa'19 / みつ 2020 /
リモート 2021 / Women's cup'22 / Lapin'23 /

2025年1月発行

編集発行:ウィルあいち交流ネット 協力:(公益財団法人 あいち男女共同参画財団)